

薬 第 2051 号

平成 27 年 8 月 19 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 8 月 19 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 5 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) 1 - (5 - フルオロペンチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類
- (2) 1 - (5 - フルオロペンチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド及びその塩類
- (3) 1 - (8 - ブロモベンゾ [1, 2 - b : 4, 5 - b'] ジフラン - 4 - イル) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- (4) 1 - ペンチル - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類

(5) 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-イン
ドール-3-カルボキサミド及びその塩類

2. 施行期日

平成 27 年 8 月 20 日

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078 (直通)
FAX: 06-6944-6701